

白井市告示第 67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、白井市役所都市建設部道路課において、令和8年
10月14日から3週間、縦覧に供する。

令和8年10月14日

白井市長 笠井 喜久雄



- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名、変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

整理 番号	路 線 名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	延 長
1	25-011	復字台山1155番7から	前	9.00 m ~38.30 m	257.70 m
		復字台山1156番75まで	後	9.00 m ~38.30 m	257.70 m

白井市告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、
令和8年10月14日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、白井市役所都市建設部道路課において、令和8年
10月14日から3週間、縦覧に供する。

令和8年10月14日

白井市長 笠井 喜久雄



整理 番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	
1	25-011	復字台山1155番7から	復字台山1156番75まで

白井市告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のとおり廃止した。

その関係図面は、白井市役所都市建設部道路課において、令和8年10月14日から3週間、縦覧に供する。

令和8年10月14日

白井市長 笠井 喜久雄



整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	25-008	復字台山1159番2から 復字台山1157番3まで	復字台山1157番2